

神川町災害時避難行動要支援者制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方、障がいをもつ方などが、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするために「神川町災害時避難行動要支援者制度」を運用しています。

これは、それぞれの地域における自助(自分の身は自分で守る)および共助(助け合い)を基本として要支援者の支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを目指すものです。

【要支援者とは】

次の①から⑦のいずれかに該当する方のうち、災害時に地域での支援を希望する方で、支援を受けるために必要な個人情報を地域支援者、民生委員・児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会(以下「地域支援者等」という。)へ提供することに同意した方です。(施設等に長期で入所している方は、対象になりません。)

- ①身体障害者手帳1～3級を所持する方
- ②療育手帳(A)・Aを所持する方
- ③精神保健福祉手帳1級を所持する方
- ④要介護認定3～5を受けている方
- ⑤町の生活支援を受けている難病の方
- ⑥75歳以上の方で構成されている世帯の方
- ⑦その他町長が必要と認めた方

【登録台帳の活用】

登録台帳には、氏名・住所・性別・生年月日・電話番号・家族構成(人数)・緊急時の家族の連絡先・その他支援活動を円滑にすすめるために必要な事項・地域支援者を記載します。登録台帳は地域支援者等に提供され、次の支援のために活用されます。

災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等

日常生活において行う声かけ、相談等

【登録の申込み方法】

75歳以上の方で構成されている世帯の方のところには、地域の民生委員・児童委員が訪問し、この制度への登録希望の有無を伺います。

その他①から⑤に該当し、登録を希望する方は地域の民生委員・児童委員へお申し出ください。登録申請書を持って訪問します。

この制度に登録するには、地域支援者を2名程度選定していただきます。

【注意事項】

民生委員・児童委員の改選がある3年ごとに登録台帳の見直しを行っています。すでに登録されている方につきましても、今回あらためて登録をお願いします。

※上記①から⑤に該当する方は、改めてお申し出ください。

【地域支援者とは】

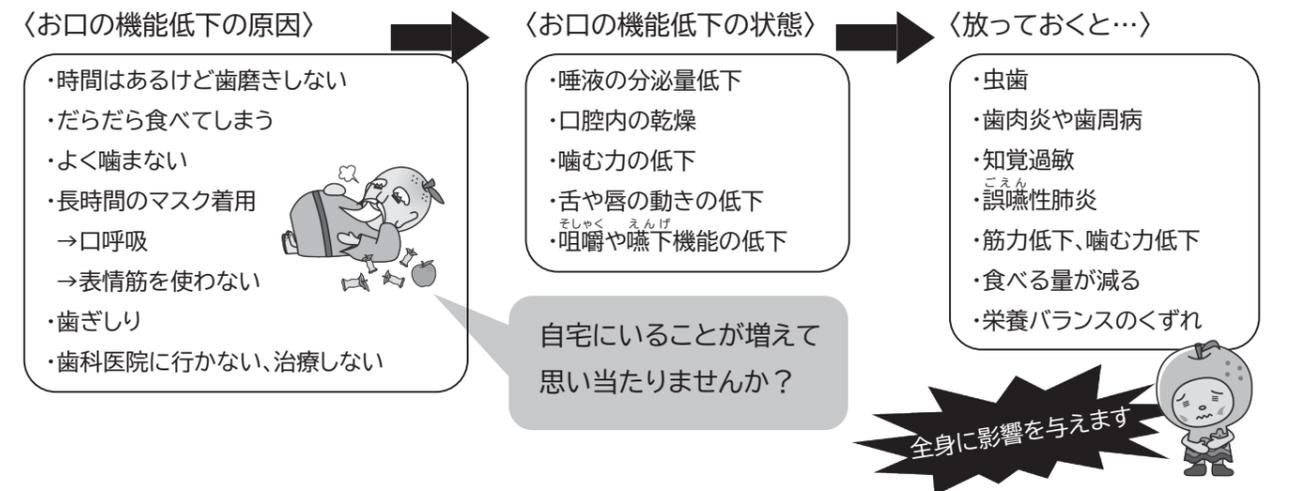
災害時に要支援者のもとにかけつけることができる隣近所の方など、地域で一緒に暮らす方です。地域支援者には、できる範囲での支援をお願いするもので、災害時の避難支援において義務や責任を伴うものではありません。

こんにちは 保健センターです

問合せ 保健センター ☎0495-77-4041 FAX 0495-77-0550

「お口の健康」について

緊急事態宣言は解除されましたが、「新しい生活様式」により人と話したり、一緒に食事する機会が減りました。新型コロナウイルスが拡大する前より表情筋を使う機会が減り、生活リズムの乱れから歯磨きの回数が減ったり、さらにはマスク着用の徹底により自然と顔の動きも減っているのではないのでしょうか。お口の健康が、健康な身体づくりに繋がります。新型コロナウイルスに感染しないためにも、意識的に、できることから口腔機能アップしてみましょう。



●口腔機能アップのためにできること

①あいうべ体操

やり方は簡単。下の絵を真似て、1セット10回。1日3セット(30回)行ってみましょう。自然に鼻呼吸できるようになり、口呼吸の人、噛む力が弱い人等に効果的です。



②ひとくち30回噛む

よく噛むことは免疫力を高め、幸せホルモンの「セロトニン」の分泌にも良いとされています。生活リズムが乱れ、食事の回数は減っていませんか？できるだけ3食同じ時間帯に摂り、1口1口をきちんと噛みながら食べ、気持ちもお口もしっかりさせましょう。



③歯科医院の受診

病院だけでなく、歯科医院への受診控えも耳にします。新型コロナウイルスの感染予防は大切ですが、必要な治療を受けない、または放置することで虫歯の悪化や歯肉炎に発展してしまいます。適切に治療を受けることが、心身を守ることに繋がりますので、ぜひ「Go to 歯医者さん」を検討してみたいかがでしょうか。

